

＜参考 1＞補助の対象期間の考え方について（第 5, 7, 8 条関係）

■ 第 5 条関係

- ① 補助の対象期間については、2025 年日本国際博覧会の交通需要等を踏まえて決定し、大阪市ホームページ上にて公表します。
- ② 上記の公表日より遡った一か月間（30 日間、日曜及び祝日を除く、公表日の前日を第 1 日とする）を補助金額算定の基準月とします。

■ 第 7 条関係

- ③ 補助金の交付を受けようとする者は、第 5 条第 2 項の規定による公表日から 20 日以内に、補助金交付要綱第 7 条に掲げる書類を提出すること。

■ 第 8 条関係

- ④ 市長は、補助金の交付を受けようとする者より提出された申請書類について、補助金交付要綱第 8 条に基づき、補助金の交付の決定したときは、申請者に通知をするものとする。

（手続きのイメージ）

1 月 目			2 月 目			3 月 目			4 月 目 ～		
10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
◆ 要綱施行日											
			★ ①対象期間 公表日 (HP)								
②補助金額算定の基準月 ←-----→ ※30日間(日曜及び祝日を除く、公表日の前日を第1日とする)											
						補助の対象期間					
						←-----→ ※①で公表した期間					
			③交付申請期間 ←-----→ ※①公表日から20日以内								
			④審査～交付決定 ←-----→ ※①公表日から50日以内								